

## 発行者情報

【表紙】	発行者情報
【公表書類】	2024年5月17日
【公表日】	メディエア株式会社
【発行者の名称】	(Mediair corporation)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 二木 信行
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー25階
【電話番号】	03-6450-1525 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部責任者 若杉 直希
【担当J-Adviserの名称】	株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役 白岩 直人
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
【担当J-Adviserの財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="http://www.jia-ltd.com">http://www.jia-ltd.com</a>
【電話番号】	03-6804-6805 (代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2024年6月7日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家 向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有 価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項 の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いた します。 また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	メディエア株式会社 <a href="https://www.mediair.net/">https://www.mediair.net/</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp">https://www.jpx.co.jp</a>

## 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第20期	第21期	第22期
決算年月	2021年9月	2022年9月	2023年9月
売上高 (千円)	3,407,431	436,991	491,203
経常利益 (千円)	84,535	22,085	48,763
当期純利益 (千円)	57,797	14,076	35,186
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	25,000	25,000	25,000
発行済株式総数 (株)	35,000	35,000	35,000
純資産額 (千円)	162,285	173,841	206,507
総資産額 (千円)	464,112	653,210	699,110
1株当たり純資産額 (円)	231.84	248.35	295.01
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	72.00 (—)	72.00 (—)	144.00 (—)
1株当たり当期純利益 (円)	82.57	20.11	50.27
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	35.0	26.6	29.5
自己資本利益率 (%)	42.7	8.4	18.5
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	4.4	17.9	14.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	122,764	207,325
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△1,636	△12,357
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	112,484	△141,701
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	519,725	572,992
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	13(10)	10(15)	14(13)

(注) 1.当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結経営指標等については記載しておりま

- せん。
- 2.持分法を適用した場合の投資利益について、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
  - 3.「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第21期の期首から適用しており、第21期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
  - 4.第21期より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、代理人として行われる取引を総額表示から純額表示に変更したため、第20期と比較して売上高は大幅に減少しております。
  - 5.潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
  - 6.株価収益率については、当社株式が非上場であるため、記載しておりません。
  - 7.第20期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
  - 8.従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート・アルバイト）は、年平均雇用人員を（ ）内に外数で記載しております。
  - 9.特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第22期の財務諸表について監査法人FRIQの監査を受けておりますが、第20期及び第21期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
  - 10.2024年4月24日付けで普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。また、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり配当額を算定した場合、第20期及び第21期は3.60円、第22期は7.20円となります。

## 2 【沿革】

2002年の当社設立後、音楽配信事業、ウェブ制作、モバイル（携帯）サイトの構築、モバイルサイトの制作、運用等の事業を行ってまいりました。

また、インターネット通販の受託により、商材の開拓、ECサイト運営、クロスメディア媒体の開発を経て、ECサービスのノウハウを蓄積し、2009年に現在の主力サービスであるEC支援サービスを開始しました。

なお、EC支援サービス開始までの事業は現在行っておりません。

当社の設立以降、現在に至るまでの経緯は、次の通りです。

2002年7月	二木信行（現代表取締役社長）が大阪市城東区に、インターネットラジオを通じた音楽配信事業（現在は事業終了）を目的としてメディアエ株式会社を設立
2002年7月	ウェブ制作業務を開始
2007年3月	第三者割当増資を実施。資本金 2,500 万円に増資
2008年7月	プライバシーマーク認証を取得
2009年1月	ECコンサルティングサービスを開始
2010年2月	D2C 販売として自社 EC サイトを開始
2012年5月	EC 運営代行サービスを開始
2012年3月	本店を東京都港区虎ノ門五丁目オランダヒルズ森タワー19階に移転
2013年10月	子会社として株式会社ミドルデータ設立（現在は、清算済）
2014年1月	大阪事務所を開設
2016年4月	本店を東京都港区虎ノ門五丁目オランダヒルズ森タワー16階に移転
2021年10月	D2C 販売として自社 EC サイト「LITHEE」にてヨガウェア自社企画商品「LITHEE」を販売開始
2022年10月	有限会社ウェブマーケットコミュニケーションズより EC コンサル事業を譲り受け
2023年2月	本店を東京都港区六本木1丁目9番10号アークヒルズ仙石山森タワー25階に移転

### 3 【事業の内容】

当社は「WITH THE BEST APPROACH」をミッションに掲げ、クライアントのEC事業を支援する「EC支援サービス」、当社の販売サイトで商品販売を行う「D2C販売」の2つのサービスを行っております。

なお、当社は、「ECサービス事業」の単一セグメントであります。

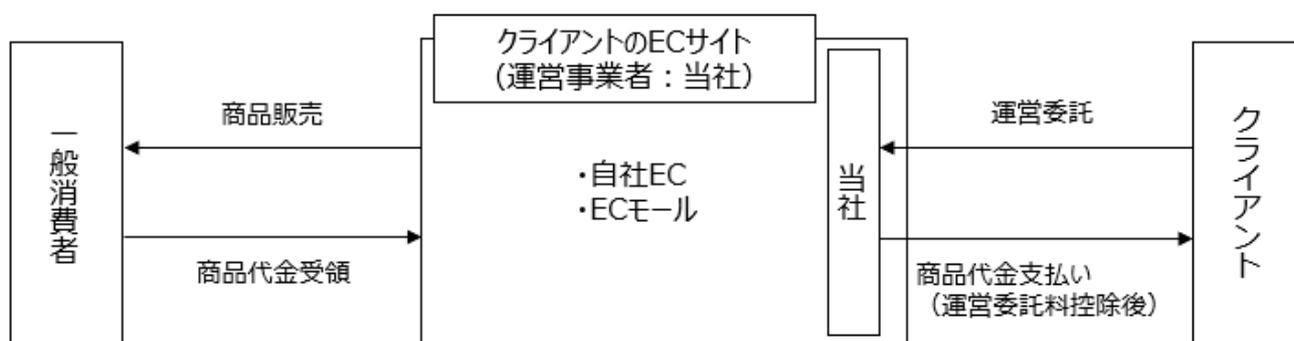
サービス区分		主なサービス内容
EC 支援サービス	EC 運営代行サービス	クライアントの EC サイトの運営を当社が代行して行うサービス
	EC コンサルティングサービス	EC サイトを開設しているクライアントに対して、EC サイト構築、運用、分析コンサル、販促を行うサービス
D2C 販売		自社企画の商品や、仕入商品等の EC 販売

#### ① EC支援サービス

EC 支援サービスは、EC 運営代行サービス、EC コンサルティングサービスがあります。

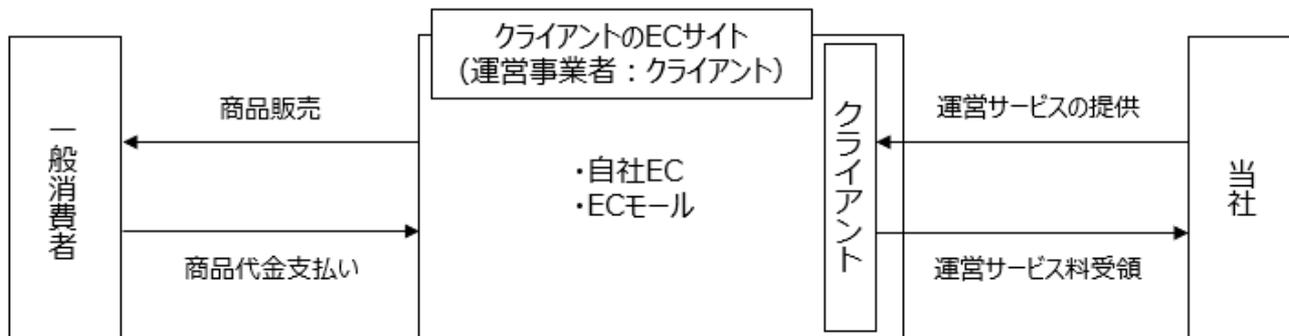
##### [EC運営代行サービス]

EC運営代行サービスは、クライアントよりECサイトの運営委託を受けて、当社が運営事業者として、クライアントのECサイトを構築し、運用、分析コンサル、販促活動等を行い、商品販売時には、商品の発送業務、一般消費者からの代金回収を行い、運営委託料等を控除して、商品代金をクライアントに支払っております。



[ECコンサルティングサービス]

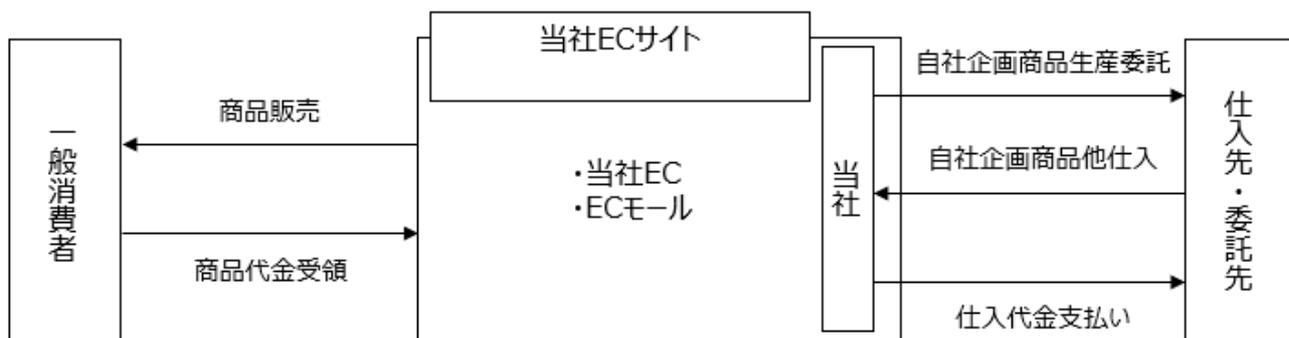
ECコンサルティングサービスは、クライアントの自社ECサイトやECモールサイト（主要ECプラットフォーム（楽天市場、Yahoo!ショッピング、Amazon）上に開設されたクライアントのECサイト）に対して、サイト構築、運用、分析コンサル、販売活動等のサービスを行い、運営サービス料を受領しております。



② D2C販売

当社では、これまで様々なナショナルブランド企業のインターネット通販事業の支援を行っており、EC支援サービスで培ったノウハウとクライアントとのリレーションを活用して、自社企画の商品や、仕入商品等を当社ECサイト「LITHEE」、「Athlegue」にて販売しております。

2021年10月に販売開始したD2Cヨガウェアブランド「LITHEE」では、ゼロからブランド開発、商品企画、生産、販売を行うことにより、インターネットやSNSその他媒体でのブランディングによる認知度が向上し、当社マーケティングを通じた販売により売上が拡大しております。



#### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 発行者の状況

2024年4月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
15(10)	37.2	2.10	3,671

(注) 1.当社はECサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2.従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含みます。）は、最近1年間の平均雇用人数（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。

3.平均年間給与には、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

##### (2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

### 第3【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

##### (1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、大企業を中心として賃上げが進みつつあることや、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けの緩和などから経済活動の再開が進む一方で、世界的な金融引き締めによる景気下振れリスクや資源価格の高騰、円安による物価上昇など景気減退要因は存在感を増してきており、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当社の事業を取り巻く環境は、ECでの購買はコロナ特需が落ち着いたものの堅調に拡大を続けると予測されており、ECでの購買は増加するものと見込んでおります。株式会社富士経済が公表した「通販・e-コマースビジネスの実態と今後2023」によれば、2022年のEC(物販)市場規模が13.2兆円であったことに対し、2023年の見込みは13.8兆円、2024年は14.4兆円と、着実に成長を続けていくことが予想されております。

このような状況下において、当社は「WITH THE BEST APPROACH」をミッションに掲げ、確実に成果の出るEC支援サービス及びD2C販売を提供しております。

EC支援サービスにおいては、クライアントの業務内製化による取引終了が2件ありましたが、既存クライアントの各売上高は堅調に成長を続け、収益増加に寄与しております。また、加えて、今期新規クライアントを2社獲得しており、また今期当社への事業譲渡で加わったクライアント先も順調に売上高を伸ばし、安定した収益を確保しております。

D2C販売においては、ヨガ専門雑誌との積極的なタイアップ企画のプロモーションなどで、ヨガ市場への知名度浸透を加速し、他のヨガウェアとの差別化を図るブランディングを行うとともに、PB商品も好調に販売できており、前年よりも増収となっております。

これにより、EC支援サービスは売上高464,265千円（前年同期比11.5%増）、D2C販売は26,938千円（前年同期比29.4%増）となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は491,203千円（前年同期比12.4%増）、営業利益は53,190千円（前年同期比145.2%増）、経常利益は48,763千円（前年同期比120.8%増）、当期純利益は35,186千円（前年同期比150.0%増）となりました。

なお、当社はECサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

##### (2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」といいます。）は、572,992千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、獲得した資金は207,325千円（前事業年度は122,764千円の収入）となりました。これは主として、ショップ預り金の増加200,662千円があったことによるものです。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は12,357千円（前事業年度は1,636千円の支出）となりました。これは主として、無形固定資産の取得による支出12,918千円によるものです。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は141,701千円（前事業年度は112,484千円の収入）となりました。こ

れは主として、長期借入金の返済による支出139,181千円によるものです。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

### (2) 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

### (3) 販売実績

当社はECサービス事業の単一セグメントであるため、販売実績をサービス別に示すと、次のとおりであります。

サービス区分	金額（千円）	前事業年度比(%)
EC支援サービス	464,265	111.5
D2C販売	26,938	129.4
合計	491,203	112.4

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度		当事業年度	
	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）
株式会社イッセイミヤケ	113,670	26.0	126,822	25.8
株式会社FILM	70,854	16.2	75,388	15.3
ボードライダーズジャパン合同会社	54,796	12.5	58,930	12.0

### 3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき課題として認識している事項は下記のとおりであります。文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において、当社が判断したものであります。

#### ① EC支援サービスの強化

コロナ禍を経て市場が急拡大したEC市場において、既存ならびに新規クライアント企業のECコンサルサービスの技術力の競争が激しくなっており、当社では、より競争力を高めて売上の拡大を推進するためには、コンサルティング手法を柔軟に変革していくことが必要であり、競争力を強化するために、数値管理による合理性の高い事業管理、付加価値を高めるブランディング戦略、MD（マーチャンダイジング）の徹底による顧客体験の強化の実現が必要であると考えております。これらを実現するために、社内ノウハウを横断化して活用をまいります。

#### ② D2C販売の拡大

当社がD2Cブランドとして注力しているヨガウェア分野は、欧米ではライフスタイルの変化とともに日常着として定着しており、アスレジャー市場が拡大しております。日本においては、日常着としての定着は進んでいないものの、今後の同様のライフスタイルが拡がりも予想されております。このような状況の中で、当社は自社企画のヨガウェアに注力することを計画しておりますが、在庫リスクが増加するため、売上の拡大に伴う生産効率の改善による原価率の低下等、収益性を高めていく必要があるものと考えております。当社ではファッションに限らず食品分野、他企業とのアライアンスを通じたD2Cの取り組みや、D2CスタートアップブランドのM&Aを検討しており、D2C全体でサービス強化を図ってまいります。

#### ③ 新規サービスの追加

当社ではD2Cノウハウを体系化させることが必要と認識しており、新しくD2Cコンサルティングの提供を開始し、メーカー企業や小売り企業がEC市場で新規事業を推進できるように、当社が投資計画から事業構築、売上の推進まで一貫してサポートすることで、より多くの企業のDXをサポートしていくことを考えております。

さらに、国内EC市場の成熟化と円安を好機ととらえ、「越境EC」を新たなソリューションの軸として追加し、国内EC事業におけるEC運営の効率化や費用対効果の高いマーケティングノウハウを越境ECでも活用できるよう、自社ECサービスで越境ECのテストマーケティングを開始してデータの蓄積を行い、クライアント企業のEC事業への導入を進めてグローバル展開の加速を図ってまいります。

#### ④ 優秀な人材の確保及び育成

当社のサービス提供には優秀な人材確保が重要な課題と考えており、継続的に人材を獲得し事業を拡大していくことが必要不可欠であります。当社は様々なサービスを提供しているため、EC運営に関する知識や経験のある人材の採用促進だけではなく、従前より未経験者を採用し育成に努めており、OJTを通じてノウハウを身につけることができる育成体制の強化を図ってまいります。

#### 4 【事業等のリスク】

本発行情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中の将来に関する事項は、本発行情報公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではなく、実際の結果とは異なる可能性があります。

##### (1) 事業環境に関わるリスクについて

###### ① EC市場について

当社は、クライアントのEC事業を支援するサービスを行っております。EC市場については順調に拡大していますが、インターネット及びECは歴史が浅いため、将来性については不透明な部分があり、急激な成長による安定性や信頼性が損なわれるような弊害が発生した場合や、今後国内外の経済情勢や景気動向等により、EC市場の成長鈍化、停滞等や、既存クライアントが自社運営や海外資本企業が本国主導運営に切り替えることからの契約数減少等により、当社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

該当リスクの対策として常に市場動向を観察・分析しタイムリーな計画変更を行っていくと同時に、既存クライアントとも密に連携をとり充実したサービスを提供することに努めてまいります。

###### ② 競合会社について

ECコンサルサービスでは楽天市場やAmazonなどをはじめとした各ECプラットフォームにて、マーケティングやコンサルティングサービスを行う競合会社が存在しており、ECコンサルサービスを必要とする企業の全体数が減少することにより、品質面で優位性のあるサービスや低価格サービスなど、当社が明確な競争優位戦略を確立できなければ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社がこれまでに築き上げてきた豊富な経験や実績、及び社内ノウハウを強みにし、市場ニーズに照らして最適なサービスを提供していくことで、競合要素の排除及び強固なポジションの維持に努めてまいります。

###### ③ 技術革新について

インターネットを通じて行われる商品やサービスの売買であるECサービス業界は、技術革新のスピードや消費者ニーズの変化が速く、かつその変化は著しいため、新サービスの急速な普及等による著しい環境変化等が生じた場合、当該変化に当社が対応することができず、業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社はその変化に対応するため、優秀な人員の確保や必要な教育の充実を図り、積極的に技術情報の収集及び技術ノウハウの吸収並びにサービス開発に努めてまいります。

##### (2) 事業内容に関わるリスクについて

###### ① ECコンサルサービスについて

当社は、ECサイト構築、運営、デジタルマーケティング、フルフィルメント業務等、一連

のEC支援サービスをワンストップで提供しており、事業環境に関わるリスクとともに、当社クライアントが扱うブランドや商品の人気が低迷した場合や、特定のクライアントとの取引が当社の業績の大多数を占めているため仮に取引終了した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクの発生に対しては常に市場環境をモニタリングし、市場ニーズを見誤ることのないようにするとともに、特定クライアントとの取引に対して、クライアントの利益に繋がるよう充実・安定したサービスを提供し、関係強化を図ってまいります。

## ② D2C販売について

当社では、ECサービス事業で培ったノウハウとクライアントとのリレーションを活用して、自社企画商品を当社ECサイトで展開しておりますが、同様製品が競合他社より販売された場合や、製品の品質・安全性について当社が自社企画商品を開発・販売した際に予期せぬ欠陥が発生した際には、社会的信用の低下やその後の受注減少等に繋がる場合があります、また現在予想している通りの売上推移をたどれなければ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクの発生に対しては常に市場環境をモニタリングし、市場ニーズを見誤ることのないように協力会社と協業し商品開発すると同時に、品質向上に努めていき、また需要予測に基づいた生産やMD（マーチャンダイジング）計画立案や広告を用いた集客を行ってまいります。

## ③ 特定クライアントへの売上の偏りについて

当社では、より高い品質のEC支援サービスの提供を行うため、EC支援サービスにおけるクライアント数を少数に限定してサービスを行っていますが、当事業年度における上位3社に対する売上高比率は53.2%（10ページ（3）販売実績（注）1.主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合」を参照）と偏りが大きく、上位クライアントの戦略・方針の変更及び取引関係等に変更が生じた場合には、当社の業績に大きく影響を及ぼす可能性があります。

上位3社との取引については、サービスに満足頂けるよう不手際が起こらないように業務を行うとともに、取引継続性を高めるために業務プロセスを構築して代替性を低減しております。これらの理由により、取引の継続性について支障がある状況にはないと認識しております。

また、現在当社では、当該リスクが顕在化する可能性を最小化するため、新規顧客の開拓やD2C販売の拡大をすすめておりますが、既存のクライアントとより密に連携をとり、充実・安定したサービスを提供することに努めてまいります。

## ④ 外注先・物流外注先について

当社では、ECサイト構築やシステム開発として外注先を使用しており、またECコンサルサービスの運営代行サービスの際のフルフィルメント業務として物流外注先を使用しておりますが、IT需要の高まりによる発注コストの増大、外部発注先に起因する納期遅延や品質低下に加え、人為的エラー等による情報漏えい事故の発生、同業他社との競合により優秀な外部発注先が確保できない場合、当社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、物流においても、必要なキャパシティ確保ができない場合、物流の運賃上昇があった場合あるいは新たな協力会社が発掘できない場合、サービスの円滑な提供及び積極的な受注活動ができず、業績に影響を及ぼす可能性があります。

現状では協力会社と長期的かつ安定的な取引関係を保っているため、今後も協力会社の確保及びその連携体制の強化を積極的に推進していく方針で、かつ、「下請代金支払遅延等防止法（下請法）」の法令遵守はもちろんのこと、外部発注先の技術力やコスト、財務状況等の信頼性などを総合的に勘案した選定等、協力会社との長期的かつ安定的な取引に努めてまいります。

⑤ クレジットカード等の不正利用について

EC支援サービスにおける運営代行サービスのECサイト、また当社ECサイトにおいて、決済手段としてクレジットカード決済等を利用しておりますが、クレジットカード等の不正利用が発生した場合、それが当社負担の場合は業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクの発生に対しては、本人認証サービス（3Dセキュア）、不正検知サービス（属性確認）、不正配送先情報サービス等を用いて不正対策を講じてまいります。

(3) 事業運営体制に関わるリスクについて

① 代表者への依存について

当社代表取締役社長である二木信行は、当社の事業展開において事業戦略の策定や、業界における人脈の活用等、重要な役割を果たしております。現時点においては、未だ同氏に対する依存度は高いと認識しており、今後、何らかの理由により同氏の当社における業務遂行の継続が困難になるような場合には、当社の事業展開等に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、経営管理体制の強化、経営幹部の育成等、内部規程の沿った経営を図ることにより、同氏への過度な依存からの脱却に努めております。

② 小規模組織であることについて

当社の従業員数は、2023年9月末現在において、14名に留まっており、小規模な組織であると認識しております。現状はこれに応じた内部管理体制となっておりますが、今後の成長に伴う事業規模の拡大によっては、内部管理体制とのアンバランスが生じ、適切な業務運営が困難となり、当社の事業運営、財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、業務のマニュアル化により属人化業務の撲滅、人材不足を生じさせないよう魅力的な職場環境と雇用待遇の整備、即戦力である中途採用を促進するための対応策を講じてまいります。

③ 優秀な人的資源の確保について

当社は今後も積極的に事業を拡大していく方針であり、これに伴い会社全体で優秀な人材の確保が必要であると認識しており、即戦力となる中途採用についても積極的に行う必要があります。しかしながら、計画通りに優秀な人材の確保や育成ができなかった場合には、経営に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、綿密な人員計画の作成、人事制度の定期的な見直し等を図ることで、適切な採用コストの管理、魅力的な職場環境の実現に取り組むとともに、次世代に通用する人材を育成するため、教育にも努めてまいります。

④ システムトラブルについて

当社の事業は、Eコマースプラットフォームを主に使用していますが、インターネットを利用しているため、自然災害、事故、外部からの不正な手段によるコンピュータへの侵入等により、通信ネットワークの切断、サーバ等ネットワーク機器の作動不能等のシステム障害

が生じる可能性があり、システムやハードの不具合、悪質なコンピュータウイルスの侵入やハッカーからの攻撃、予想した規模を大きく上回る地震、火災、洪水、停電等の重大な事象の発生により、システム障害が発生した場合、一時的にサービス提供を停止する等の事態も発生しクライアントに不利益が生じ、そうした場合は当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社ではこのようなリスクを回避するため、プラットフォーム側による24時間の監視体制や社内規程の整備及び運用等の然るべき対策、不正アクセス等の対策を講じてまいります。

#### (4) 人事労務に関わるリスクについて

##### ① 労働時間管理について

当社では、定期的に従業員の労働時間と業務内容の適正性について確認しておりますが、クライアントの要望に応える為に、従業員の一部に一時的に長時間労働が生じる可能性があり、十分な人員確保や、適切な人材育成による業務の効率化によって、残業時間の削減に努めていく方針ですが、これにより人件費が増加し、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の従業員に何らかの健康悪化等が生じ、当社に対する損害賠償請求が生じることで、当社の経営成績のみならず社会的信用が悪化する可能性があります。

当該リスクの発生に対して当社では、十分な人員確保や、適切な人材育成による業務の効率化によって、残業時間の削減に努めていく方針でございます。

##### ② 労務に関するリスクについて

当社では、コンプライアンス規程や就業規則等の労務に関する基本的事項を定めておりますが、当社従業員の不適切な行動や人事労務上の問題に関連する重大な訴訟が発生した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

当社では、人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシャルハラスメント・パワーハラスメント等）から生じる人的資産の損失・損害を未然に防止するため、該当規程の整備やコンプライアンスの研鑽等、適切な管理に努めてまいります。

#### (5) 法務に関わるリスクについて

##### ① 法的規制について

当社の事業は、「特定商取引に関する法律」、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」、「下請代金支払遅延防止法」、「個人情報の保護に関する法律」等による法的規制を受けております。今後新たな法令等の制定や既存法令等の解釈変更がなされ、当社の事業が制約を受ける可能性がある場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、当該規制に対して、遵守体制の整備・強化、社員教育、顧問弁護士との情報交換等の対応を行ってまいります。

##### ② 知的財産権管理について

当社では、知的財産管理規程にて当社の知的財産を適切に管理すべく対応について定めており、当社はこれまで、著作権を含めた知的財産権に関して他社の知的財産権を侵害したとして、損害賠償や使用差止の請求を受けたことはなく、知的財産権の侵害を行っていないものと認識しておりますが、当社の事業分野における知的財産権の現況を完全に把握することは

困難であり、当社が把握できていないところで他社が特許権等を保有しているリスクは否定できません。また、今後当社の事業分野における第三者の特許権等が新たに成立し、損害賠償や使用差止等の請求を受けた場合は、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクの発生に対して当社では、当社が運営する事業に関する知的財産権を確保するとともに、第三者の知的財産権を侵害しない体制の構築に努めてまいります。

### ③ 内部管理体制について

当社では、企業価値の持続的な増大を図るためにコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しており、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の業績及び事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要と認識しており、組織規模や環境に応じた管理部門の人数増員を図り、各規制の整備や、業務の自動化、効率化、各種研修などの教育により、管理体制の充実に努めてまいります。

### ④ 個人情報管理及び機密情報管理について

当社では、業務に関連して顧客や取引先等の個人情報及び機密情報を取り扱う場合があります。当社又は協力会社より情報の漏洩が発生した場合は、クライアントからの損害賠償請求や当社の信用失墜等により、当社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運営するプライバシーマークの認定取得を行い、該当する規程に沿って、従業員教育や各種の情報セキュリティ対策を講じ、個人情報を含む重要な情報資産の管理を実施し、情報漏洩のリスクの回避を図ってまいります。

## （6）その他のリスクについて

### ① 自然災害について

地震、台風、津波等の自然災害、火災、停電、各種感染症の拡大等が発生した場合、当社の事業運営に深刻な影響を及ぼす可能性があります。特に、当社の主要な事業拠点である首都圏において大規模な自然災害等が発生した場合には、正常な事業運営が行えなくなる可能性があります。また、自然災害等による人的、物的損害が甚大である場合は、事業の継続そのものが不可能になる可能性があります。

当社では、自然災害等が発生した場合に備え、連絡体制や指示系統などの体制整備を図っております。

### ② 新型コロナウイルス感染症による影響について

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は収束しつつありますが、当社従業員が新型コロナウイルスに感染し、さらには社内での感染が拡大した場合や、また取引先や仕入先、外注先物流倉庫、物流サプライチェーンに影響が生じた場合には、事業活動に支障をきたし、当社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、社外関係者、当社従業員及び家族の健康と安全の確保を第一に考え、社外関係者とのオンラインツールを活用した打ち合わせの推進及び時差出勤の推進等、感染リスク低減

のための措置を継続して実施してまいります。

### ③ M&Aについて

当社は、競合他社等に対するM&Aを実施することにより当社の事業を補完・強化することが可能であると考えており、事業規模拡大のための有効な手段の一つであると位置づけております。今後もM&Aを通じて、事業拡大又は人員確保を継続していく方針ですが、想定されなかった事象がM&A等の実行後に判明あるいは発生した場合、当社の業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、M&A等の実行に際しては、対象企業に対して財務・税務・法務・ビジネス等に関する詳細なデューデリジェンスを行い、各種リスク低減に努めてまいります。

### (7) J-Adviserとの契約について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。

本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのはジャパンインベストメントアドバイザー株式会社（以下「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときはJ-Adviser契約を解除することができる旨の定められております。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、合意により本契約期間いつでもJ-Adviser契約を解除することができ、また、当社又は同社から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

#### < J-Adviser契約上の義務 >

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

#### < J-Adviser契約解除に関する条項 >

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、ジャパンインベストメ

ントアドバイザー株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができるものと定められております。

#### ① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日にあたらぬときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続若しくは再生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結決算年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書類に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ. 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ. 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ. 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

#### ② 銀行取引の停止

甲が手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分により、銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

#### ③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至っ

た場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a

から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

#### ⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合

#### ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

#### ⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合

#### ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

#### ⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

#### (流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は、前事業年度末に比べ40,995千円増加し663,236千円となりました。これは主として、現金・預金の増加53,266千円によるものです。

#### (固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は、前事業年度末に比べ4,903千円増加し35,873千円となりました。これは主として、のれんの増加8,000千円によるものです。

#### (流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は、前事業年度末に比べ137,330千円増加し492,602千円となりました。これは主として、ショップ預り金の増加200,663千円によるものです。

#### (固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は、前事業年度末に比べ124,097千円減少し0円となりました。これは長期借入金の減少124,097千円によるものです。

#### (純資産)

当事業年度末における純資産の残高は、前事業年度末に比べ32,666千円増加し206,507千円となりました。これは主として利益剰余金の増加32,666千円によるものです。

### (3) 経営成績の分析

当事業年度における経営成績については、「1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載の通りであります。

### (4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

### (5) 運転資本

上場予定日(2024年6月7日)から12か月の運転資本は自己資本及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について  
「3 【対処すべき課題】」に記載しております。

(7) 継続企業の前提に関する重要事象等の対応策  
該当事項はありません。

#### 第4【設備の状況】

##### 1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は4,899千円であり、主として本社オフィス移転に伴う内装一式（1,409千円）であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。当社の事業はEC支援サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

##### 2【主要な設備の状況】

2023年9月30日現在

事業所名	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数（名）
		建物附属設備	工具、器具及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 （東京都港区）	本社事務所	2,541	1,940	3,838	8,319	14(13)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の他、本社の建物を賃借しており、年間賃借料は11,132千円であります。
3. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の（ ）は臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む）の最近1年間の平均人員を外数で記載しております。
4. 当社はECサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

##### 3【設備の新設、除却等の計画】

###### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

###### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2023年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2024年5月17日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,800,000	2,100,000	35,000	700,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,800,000	2,100,000	35,000	700,000		—

- (注) 1. 2024年4月8日開催の臨時株主総会決議により、2024年4月24日付で普通株式1株を20株に分割しております。これにより、発行済株式総数は665,000株増加し、700,000株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は2,600,000株増加し、2,800,000株となっております。
2. 2024年4月8日開催の臨時株主総会決議により、定款の変更が行われ、2024年4月24日付で1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年4月 24日(注)	665,000	700,000	—	25,000	—	—

(注) 株式分割 (1:20) によるものです。

(6) 【所有者別状況】

2024年4月30日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)							単元未 満株式 の状況 (株)	
	政府 及び 地方 公共 団体	金融機 関	金融商 品取引 業者	その他 の法人	外国法人等		個人そ の他		計
					個人以 外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	2	—	—	4	6	—
所有 株式数 (単元)	—	—	—	5,020	—	—	1,980	7,000	—
所有株式 数の割合 (%)	—	—	—	71.7	—	—	28.3	100	—

(注) 2024年4月8日開催の臨時株主総会決議により、定款の変更が行われ、2024年4月24日付で1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

(7) 【大株主の状況】

第四部【株式公開情報】 第3【株主の状況】に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年4月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 700,000	7,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	700,000	—	—
総株主の議決権	—	7,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

### 3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と有能な人材確保に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。今後も中長期的な視点にたって、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めて参ります。

当社は、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会であります。

なお、当社は、取締役会の決議によって、毎年3月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

当事業年度(第22期)の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり144円の配当を実施いたしました。なお、内部留保資金の用途につきましては、今後の事業拡大を見据えた経営環境の変化に対応する事業展開に備え、D2C販売の販売強化やPBブランドのブランディング強化を基軸に投資して参ります。

基準日が第22期事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2023年12月21日 定時株主総会決議	5,040	144

(注) 2024年4月24日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記配当金については当該株式分割前の株式数を基準に配当を実施しております。

### 4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

## 5 【役員 の 状 況】

男性4名 女性一名 （役員のうち女性の比率－％）

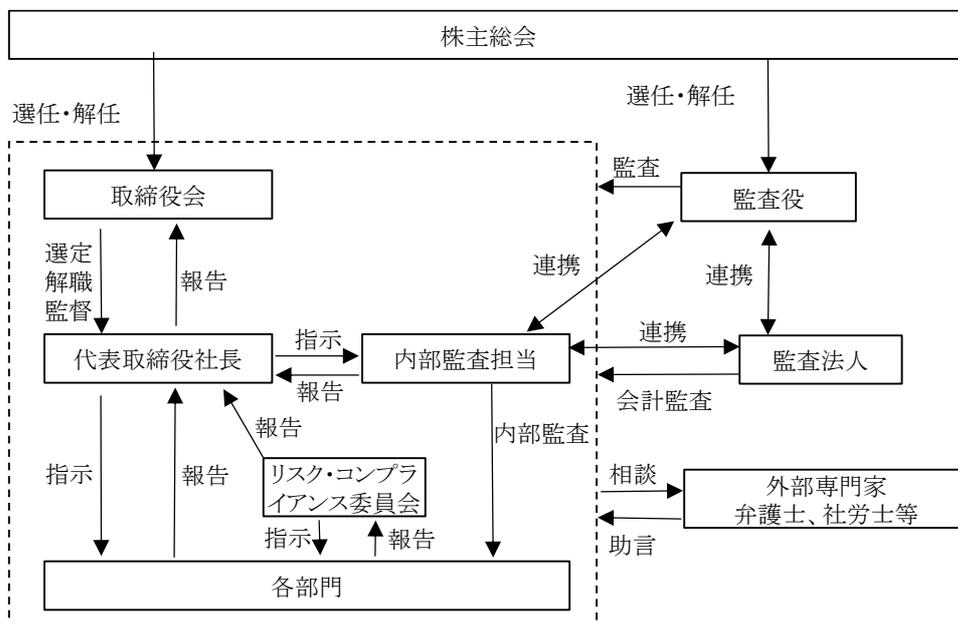
役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	二木 信行	1974年7月15日	1998年4月	Sumitex Hong Kong Limited 入社（現 住友商事株式会 社 入社）	(注) 2	(注) 4	512,000
			1999年4月	ニッキー株式会社 入社			
			2002年7月	当社代表取締役就任（現 任）			
			2015年10月	アスリーグ株式会社 代表 取締役就任（現任）			
			2018年3月	ダブルツリー株式会社 代 表取締役就任（現任）			
取締役	山田 和弘	1975年9月28日	1995年9月	株式会社ハリタ 入社	(注) 2	(注) 4	—
			2000年2月	株式会社ローファーズハウ ス 入社			
			2002年10月	株式会社エム・アール・エ ム 入社			
			2005年4月	レアン株式会社 入社			
			2006年4月	有限会社ウェブマーケット コミュニケーションズ 代表取締役 就任			
			2018年10月	当社取締役就任（現任）			
取締役	若杉 直希	1987年8月23日	2010年3月	株式会社ユニクロ 入社	(注) 2	(注) 4	—
			2020年9月	当社 入社			
			2023年9月	当社取締役就任（現任）			
監査役	泉 光一郎	1980年2月17日	2004年7月	監査法人トーマツ（現 有限 責任監査法人トーマツ） 入所	(注) 3	(注) 4	—
			2010年5月	株式会社ディー・エヌ・エ ー 入社			
			2014年4月	株式会社会計工房 入社			
			2015年1月	泉会計事務所 代表（現任）			
			2017年2月	株式会社セブンスグリーン 設立 代表取締役（現任）			
			2018年2月	合同会社ビズサブリグルー プ 代表社員就任			
			2021年6月	JAG国際エナジー株式会社 監査役就任			
			2022年6月	株式会社fundbook 監査役 就任（現任）			
			2023年12月	当社監査役就任（現任）			

(注) 1. 監査役泉光一郎は、社外監査役であります。

2. 2024年4月8日開催の臨時株主総会の終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
3. 2024年4月8日開催の臨時株主総会の終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2023年9月期における役員報酬の総額は、24,550千円を支給しております。
5. 代表取締役社長二木信行の所有株式数には、同氏の資産管理会社が所有する当社株式462,000株を含んだ実質的所有株式数を記載しております。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、長期継続的に企業価値を高めることを目指して、健全で透明性の高い経営を行い、コンプライアンスとタイムリー・ディスクロージャーを徹底することにより、株主やお客様など当社を取り巻く全てのステークホルダーの利益を守ることが重要であると認識しております。この実現には、コーポレート・ガバナンスの更なる強化が不可欠であり、そのための権限と責任の明確化や情報伝達の迅速化、情報管理体制の強化及び更なる経営の効率化など、経営組織体制の整備に努めております。

#### ② 会社の機関の内容

##### イ.取締役会

当社の取締役会は、3名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

##### ロ.監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。

監査役は、監査役監査規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

##### ハ.会計監査

当社は、監査法人 FRIQ と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券

上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2023年9月期において監査を執行した公認会計士は佐藤稔幸氏、大賀隆史氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名及びその他1名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

### ③ 内部統制システムの整備の状況

当社は会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役決議を行っていませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、会社法上の内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、当社の企業規模に対応した、適切で有効な内部統制機能を確保しているものと考えております。

### ④ 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、小規模組織であることに鑑み、内部監査を専門とする部署を設置していませんが、代表取締役社長の指名した内部監査担当者2名により、全部門を対象に業務監査を計画的に実施しております。なお、自己監査を回避するために、管理部に属する1名が管理部以外の全部門の監査を担当し、マーケティング部に属する1名が管理部の監査を担当しております。

内部監査担当者は「内部監査規程」に基づき、監査計画を策定し、代表取締役の承認を得た上で同計画に基づいて内部監査を実施しております。代表取締役は監査結果を受け、被監査部門に要改善事項を通達し、改善状況報告を内部監査担当者に提出させ実効性の高い監査の実施に努めております。

監査役については1名を選任しております。監査役は取締役会その他の重要な会議へ出席し、経営の監視機能強化を図るとともに重要な決裁書類を閲覧し、職務執行及び意思決定について適法性・適正性を監視しております。

なお、内部監査担当者、監査役及び監査法人は、適宜意見交換・連携を行うことで、効率的な監査を行える体制になっております。

### ⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

また、当社はリスク・コンプライアンス委員会を設けており、代表取締役を委員長として委員会メンバーは委員長が選任するコンプライアンス委員により構成することになっております。リスク・コンプライアンス委員会では、3ヶ月ごとに1回の定例会を開催し、当社を取り巻くさまざまなリスク・コンプライアンスに対する検討と対策を講じております。

### ⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、社外取締役を選任していませんが、社外監査役は1名を選任しております。

社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。社外監査役泉光一郎は、当社との間には人的関係、資本的関係、又は、取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役(社外取締役を除く)	23,050	20,550	2,500	—	3
監査役(社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	1,500	1,500	—	—	1

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は5名以内、監査役は2名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役(取締役であったものを含む)及び監査役(監査役であったものを含む)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑮ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	7,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針はありませんが、監査意見を表明するに足る十分な監査手続を実施する時間を確保する観点から、監査法人から提示された見積書の内容を吟味し、監査役の同意を得たうえで決定しております。

## 第6【経理の状況】

### 1 財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

### 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度(2022年10月1日から2023年9月30日まで)の財務諸表について、監査法人FRIQにより監査を受けております。

### 3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	519,725	572,992
売掛金	87,137	47,889
商品	4,841	22,371
仕掛品	1,260	—
前払費用	5,460	3,074
その他	※1 3,815	※1 16,908
流動資産合計	622,240	663,236
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)	953	2,541
工具、器具及び備品(純額)	1,571	1,940
有形固定資産合計	※2 2,524	※2 4,481
無形固定資産		
のれん	—	8,000
商標権	—	1,107
ソフトウェア	6,201	3,838
無形固定資産合計	6,201	12,945
投資その他の資産		
投資有価証券	1,750	1,750
関係会社株式	3,000	—
繰延税金資産	6,263	2,817
敷金及び保証金	10,277	13,829
その他	952	50
投資その他の資産合計	22,243	18,446
固定資産合計	30,970	35,873
資産合計	653,210	699,110

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 79,889	※1 25,402
1年内返済予定の長期借入金	15,084	—
未払金	1,411	1,758
未払費用	13,058	12,526
未払法人税等	90	4,128
預り金	2,306	2,101
ショッピング預り金	238,380	439,043
賞与引当金	1,858	1,644
その他	※3 3,193	※3 5,997
流動負債合計	355,272	492,602
固定負債		
長期借入金	124,097	—
固定負債合計	124,097	—
負債合計	479,369	492,602
純資産の部		
株主資本		
資本金	25,000	25,000
利益剰余金		
利益準備金	882	1,134
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	147,959	180,373
利益剰余金合計	148,841	181,507
株主資本合計	173,841	206,507
純資産合計	173,841	206,507
負債純資産合計	653,210	699,110

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
売上高	436,991	491,203
売上原価	256,216	223,929
売上総利益	180,775	267,274
販売費及び一般管理費	※1 159,085	※1 214,083
営業利益	21,689	53,190
営業外収益		
受取利息	33	6
受取配当金	—	3,823
その他	1,130	89
営業外収益合計	1,164	3,918
営業外費用		
支払利息	648	593
チャージバック損失	—	7,014
その他	119	738
営業外費用合計	767	8,346
経常利益	22,085	48,763
特別利益		
資産除去債務戻入益	—	2,667
特別利益合計	—	2,667
特別損失		
投資有価証券評価損	2,300	—
固定資産除却損	※2 278	※2 1,433
減損損失	※3 —	※3 1,458
その他	1,700	—
特別損失合計	4,278	2,892
税金前当期純利益	17,806	48,537
法人税、住民税及び事業税	9,994	9,906
法人税等調整額	△ 6,263	3,445
法人税等合計	3,730	13,351
当期純利益	14,076	35,186

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)		当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 商品売上原価					
期首商品棚卸高		6,534		4,841	
当期商品仕入高		28,452		25,102	
合計		34,987		29,943	
期末商品棚卸高		4,841	30,146	22,371	7,572
			11.7		3.4
II 経費	※	227,330	88.3	215,096	96.6
当期製造費用		257,476	100.0	222,669	100.0
期首仕掛品棚卸高		—		1,260	
期末仕掛品棚卸高		1,260		—	
売上原価		256,216		223,929	

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算による実際原価計算であります。

※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
広告費	111,375	102,083
物流費	27,508	24,967
システム費	28,828	23,551
支払手数料	23,123	21,996

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	25,000	630	136,655	137,285	162,285	162,285
当期変動額						
剰余金の配当			△2,520	△2,520	△2,520	△2,520
利益準備金の積立		252	△252	—	—	—
当期純利益			14,076	14,076	14,076	14,076
当期変動額合計	—	252	11,304	11,556	11,556	11,556
当期末残高	25,000	882	147,959	148,841	173,841	173,841

当事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	25,000	882	147,959	148,841	173,841	173,841
当期変動額						
剰余金の配当			△2,520	△2,520	△2,520	△2,520
利益準備金の積立		252	△252	-	-	-
当期純利益			35,186	35,186	35,186	35,186
当期変動額合計	—	252	32,414	32,666	32,666	32,666
当期末残高	25,000	1,134	180,373	181,507	206,507	206,507

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	17,806	48,537
減価償却費	2,886	4,452
固定資産除却損	278	1,433
減損損失	—	1,458
投資有価証券評価損	2,300	—
受取利息及び受取配当金	△33	△3,829
支払利息	648	593
資産除去債務戻入益	—	△2,667
チャージバック損失	—	7,014
売上債権の増減額 (△は増加)	53,141	39,247
たな卸資産の増減額 (△は増加)	433	△16,270
仕入債務の増減額 (△は減少)	△163,756	△54,486
未払費用の増減額 (△は減少)	5,842	652
ショップ預り金の増減額 (△は減少)	238,380	200,662
その他	△13,861	△7,419
小計	144,067	219,380
利息の受取額	33	6
利息の支払額	△1,631	△593
チャージバック損失による支払額	—	△6,615
法人税等の支払額	△19,705	△5,868
法人税等の還付額	—	1,014
営業活動によるキャッシュ・フロー	122,764	207,325
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△832	△4,311
無形固定資産の取得による支出	△1,304	△12,918
貸付金の回収による収入	500	—
敷金及び保証金の差入による支出	—	△11,342
敷金及び保証金の返還による収入	—	9,390
関係会社の清算による収入	—	6,823
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,636	△12,357
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	125,000	—
長期借入金の返済による支出	△9,996	△139,181
配当金の支払額	△2,520	△2,520
財務活動によるキャッシュ・フロー	112,484	△141,701
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	233,612	53,266
現金及び現金同等物の期首残高	286,113	519,725
現金及び現金同等物の期末残高	※ 519,725	※ 572,992

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

#### (2) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

### 2. 固定資産の減価償却方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 10～15年

工具、器具及び備品 4～15年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

のれん 5年

商標権 10年

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

### 3. 引当金の計上方法

#### (1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、一般債権については貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等特定の債権もないため、引当金は設定しておりません。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支給に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### 1. EC支援サービス

EC支援サービスとして、顧客のECサイトのEC運営代行サービスを行っております。EC運用代行サービスの主な履行義務は、顧客のECサイトの運用を代行することであり、当該履行義務は、ECサイトの運用期間にわたり充足されるため、当該期間にわたり収益を認識しております。

また、ECサイトを開設している顧客に対してのサイト構築、運用、分析コンサル、販促サービスを行うECコンサルティングサービスを行っており、本サービスの収益は、顧客ECサイトの売上高に応じて変動する手数料、固定手数料、また、各種サービスの対価として支払われる手数料収入で構成されております。このようなサービスの提供については、サイト構築などの履行義務が一時点で充足されるスポット型の契約の場合には、サービスの提供終了時点において収益を認識しております。また、履行義務が一定の期間において充足されるストック型の契約の場合には、契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間に渡り収益を認識しております。

##### 2. D2C販売

D2C販売として自社ECサイトにて商品の販売を行っております。このような商品の販売については、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

#### 5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
繰延税金資産	6,263	2,817

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積もりに基づき繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 主要な仮定

将来の収益力に基づく見積もりは、将来の事業計画を基礎としており、主要な仮定は将来の売上高の予測となります。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

期末時点で入手可能な情報及び仮定を基に事業計画に基づく課税所得を見積もっておりますが、事業計画に係る判断は、将来における市場の動向その他の要因により影響を受け、これらの状況に変化があった場合には、繰延税金資産の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
流動資産		
その他	187	—
流動負債		
買掛金	2,287	—

※2 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
有形固定資産の減価償却費累計額	3,728	3,134

※3 その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
契約負債	858	297

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2021年10月1日 至2022年9月30日)	当事業年度 (自2022年10月1日 至2023年9月30日)
業務委託費(千円)	42,197	43,047
給料手当(千円)	40,601	44,557
役員報酬(千円)	14,500	22,050
賞与引当金繰入(千円)	1,858	1,644
広告宣伝費(千円)	3,311	29,166
減価償却費(千円)	2,886	4,452
おおよその割合		
販売費(%)	2	14
一般管理費(%)	98	86

※2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自2021年10月1日 至2022年9月30日)	当事業年度 (自2022年10月1日 至2023年9月30日)
建物附属設備(千円)	—	953
ソフトウェア(千円)	278	480

※3 減損損失

前事業年度(自2021年10月1日至2022年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自2022年10月1日至2023年9月30日)

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
東京本社(東京都港区)	ECサイト構築費 LITHEE	ソフトウェア	1,458

(資産のグルーピング方法)

当社は、原則として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し、資産のグルーピングを行っております。

(減損損失に至った経緯)

収益性が低下したサイトの事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減

損損失（1,458 千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、ソフトウェア 1,458 千円であります。

（回収可能価額の算定方法）

回収可能価額は、使用価値によって測定しております。上記の回収可能価額は将来キャッシュ・フローが見込めないため、回収可能価額を零として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	35,000	—	—	35,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年11月29日 定時株主総会	普通株式	2,520	72	2021年9月 30日	2021年11月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年12月20日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	2,520	72	2022年9月 30日	2022年12月20日

当事業年度(自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	35,000	—	—	35,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年12月20日 定時株主総会	普通株式	2,520	72	2022年9月 30日	2022年12月20日

##### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年12月21日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	5,040	144	2023年9月 30日	2023年12月21日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自2021年10月1日 至2022年9月30日)	当事業年度 (自2022年10月1日 至2023年9月30日)
現金及び預金	519,725	572,992
現金及び現金同等物	519,725	572,992

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、必要な資金を原則として自己資本により調達しております。状況に応じて銀行等の金融機関からの借入とする方針であります。資金運用については、短期的な預金などに限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

ゴルフ会員権は市場価格の変動リスクに晒されております。

買掛金、未払費用及び未払法人税等は1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金については、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、適切な手許流動性を確保すること等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2022年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)投資有価証券	1,750	1,750	—
資産計	1,750	1,750	—
(1) 長期借入金 (※2)	139,181	138,817	△363
負債計	139,181	138,817	△363

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金及びショップリ金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 長期借入金については、1年内返済予定の長期借入金も含めて表示しています。

(※3) 市場価格のない株式等は「(1) 投資有価証券」に含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当事業年度
関係会社株式	3,000

当事業年度(2023年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)投資有価証券	1,750	1,750	—
資産計	1,750	1,750	—

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金及びショップリ金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2022年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	519,725	—	—	—
売掛金	87,137	—	—	—
合計	606,862	—	—	—

当事業年度(2023年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	572,992	—	—	—
売掛金	47,889	—	—	—
合計	620,881	—	—	—

(注2) 長期借入金の決算日後の償還予定額

前事業年度(2022年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	15,084	19,449	15,264	15,264	15,264	58,856
合計	15,084	19,449	15,264	15,264	15,264	58,856

当事業年度(2023年9月30日)

該当事項はありません。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2022年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(2023年9月30日)

該当事項はありません。

#### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2022年9月30日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他投資有価証券				
ゴルフ会員権	—	1,750	—	1,750
資産計	—	1,750	—	1,750
長期借入金	—	138,817	—	138,817
負債計	—	138,817	—	138,817

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

ゴルフ会員権

株式形態のゴルフ会員権は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度(2023年9月30日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他投資有価証券				
ゴルフ会員権	—	1,750	—	1,750
資産計	—	1,750	—	1,750

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

ゴルフ会員権

株式形態のゴルフ会員権は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度(2022年9月30日)

1. 子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式 3,000千円)は、市場価格のない株式等のため、記載して  
おりません。

2. その他有価証券

該当事項はありません

3. 減損処理を行った有価証券

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(2023年9月30日)

1. 子会社株式

該当事項はありません。

2. その他有価証券

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
繰延税金資産		
商品評価損	2,977	405
投資有価証券評価損	795	795
賞与引当金	642	568
その他	1,847	1,048
繰延税金資産の合計	6,263	2,817
繰延税金資産の純額	6,263	2,817

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位：%)

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
法定実効税率	34.6	34.6
(調整)		
受取配当金の益金不算入額	—	△2.7
住民税均等割等	1.0	0.7
法人税額の特別控除	△0.8	△3.1
中小法人軽減税率	△5.9	△2.5
過年度法人税等	△7.2	—
その他	△0.9	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担	21.0	27.5

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)

当社は、事務所の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。なお、賃貸契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度(自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

当社は、事務所の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。なお、賃貸契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)

(単位：千円)

	セグメント	
	EC サービス事業	
主要な財又はサービスのライン		
EC 支援サービス		416,182
D2C 販売		20,809
顧客との契約から生じる収益		436,991
その他の収益		—
外部顧客への売上高		436,991

当事業年度(自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

(単位：千円)

	セグメント	
	EC サービス事業	
主要な財又はサービスのライン		
EC 支援サービス		464,265
D2C 販売		26,938
顧客との契約から生じる収益		491,203
その他の収益		—
外部顧客への売上高		491,203

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	140,279	87,137
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	87,137	47,889
契約負債(期首残高)	6,893	858
契約負債(期末残高)	858	297

(注) 1. 顧客との契約から生じた債権は、売掛金であります。

(注) 2. 契約負債は、前受金であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

前事業年度(自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)

当社の事業セグメントは、EC サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

当社の事業セグメントは、EC サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

**【関連情報】**

前事業年度(自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)

1.製品及びサービスごとの情報

当社は、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

顧客の名称または氏名	売上高 (千円)
株式会社イッセイミヤケ	113,670
株式会社 F I L M	70,854
ボードライダーズジャパン合同会社	54,796

当事業年度(自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

1.製品及びサービスごとの情報

当社は、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

### 3.主要な顧客ごとの情報

顧客の名称または氏名	売上高（千円）
株式会社イッセイミヤケ	126,822
株式会社FILM	75,388
ボードライダーズジャパン合同会社	58,930

#### 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

当社は、EC サービス事業の単一セグメントであり、開示情報としての重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

当社は、EC サービス事業の単一セグメントであり、開示情報としての重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

前事業年度(自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	アスリーグ株式会社	東京都品川区	5,000	撮影支援・物流業務	(被所有) 直接 66.0	商品撮影・物流業務委託	サービスの請負	26,235	買掛金	2,940

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	二木信行	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 7.1	債務被保証	当社借入に対する連帯保証 (注2)	139,181	—	—

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 当社の銀行借入(一年内償還分も含む)に対して代表取締役二木信行より連帯保証を受けております。なお、債務被保証の取引金額は 2022 年 9 月 30 日の借入残高を記載しております。また、これに伴う保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度(自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

前事業年度(自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
1 株当たり純資産額 (円)	248.35	295.01
1 株当たり当期純利益金額 (円)	20.11	50.27

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在していないため記載しておりません。
2. 2024 年 4 月 24 日付で普通株式 1 株につき 20 株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益 (千円)	14,076	35,186
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	14,076	35,186
普通株式の期中平均株式数(株)	700,000	700,000

(重要な後発事象)

当社は、2024年3月18日開催の取締役会決議に基づき、2024年4月24日付をもって株式分割を行っております。また、2024年4月8日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2024年4月23日最終の株式名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき20株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	35,000株
② 今回の株式分割により増加する株式数	665,000株
③ 株式分割後の発行済株式総数	700,000株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	2,800,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2024年4月24日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首 残高 (千円)	当期 増加額 (千円)	当期 減少額 (千円)	当期末 残高 (千円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	1,336	2,675	1,336	2,675	134	134	2,541
工具、器具及 び備品	4,917	954	931	4,939	2,999	585	1,940
有形固定資産計	6,253	3,629	2,268	7,615	3,134	719	4,481
無形固定資産							
のれん	—	10,000	—	10,000	2,000	2,000	8,000
商標権	—	1,145	—	1,145	38	38	1,107
ソフトウェア	10,931	1,270	2,178 (1,458)	10,023	6,184	1,694	3,838
無形固定資産計	10,931	12,415	2,178 (1,458)	21,168	8,222	3,732	12,945

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

のれん 有限会社ウェブマーケットコミュニケーションズより EC コンサル事業を譲り受け  
による増加 10,000 千円

2. 「当期減少額」欄の( )書きは、内書きで減損損失の計上額であります。

**【社債明細表】**

該当事項はありません。

**【借入金等明細表】**

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の 長期借入金	15,084	—	—	—
長期借入金(1年以内に返済 予定のものを除く)	124,097	—	—	—
合計	139,181	—	—	—

(注)期中に長期間入金を全額返済しているため、当期末残高はありません。

**【引当金明細表】**

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	1,858	1,644	1,858	—	1,644

**【資産除去債務明細表】**

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	55
預金	
普通預金	572,936
合計	572,992

ロ. 売掛金

相手先	金額(千円)
株式会社イッセイミヤケ	12,233
ボードライダーズジャパン合同会社	10,640
株式会社和光	5,558
株式会社 FILM	4,777
株式会社カイトックインターナショナル	3,726
その他	10,953
合計	47,889

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $(C) \div \{(A) + (B)\} \times 100$	滞留期間(日) $\{(A) + (D)\} \div 2 \div (B) \div 365$
87,137	540,324	579,572	47,889	94.0	34.4

(注) 上記金額には消費税等が含まれております。

ハ. 商品

区分	金額(千円)
ヨガウェア	19,519
ゴルフウェア	1,950
スイムウェア	900
合計	22,371

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額(千円)
Meta Platforms Ireland Limited	6,353
株式会社博報堂 Gravity	4,950
CRITEO 株式会社	2,283
グーグル合同会社	2,145
株式会社 FILM	1,815
その他	7,854
合計	25,402

ロ. ショップ預り金

相手先	金額(千円)
株式会社イッセイミヤケ	422,284
株式会社カイトックインターナショナル	8,759
株式会社 FILM	7,537
その他	461
合計	439,043

### (3) 【その他】

#### 最近の財政状態及び経営成績の概要

2024年5月15日開催の取締役会において承認された第23期中間会計期間(2023年10月1日から2024年3月31日まで)の中間財務諸表は次のとおりであります。

なお、この中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しておりますが、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく中間監査は未了であり、中間監査報告書は受領しておりません。

#### 【中間財務諸表】

##### ①中間貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当中間会計期間 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	572,992	556,949
売掛金	47,889	52,343
商品	22,371	23,027
前払費用	3,074	3,079
その他	16,908	20,790
流動資産合計	663,236	656,190
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)	2,541	2,451
工具、器具及び備品(純額)	1,940	1,666
有形固定資産合計	4,481	4,117
無形固定資産		
のれん	8,000	7,000
商標権	1,107	1,050
ソフトウェア	3,838	3,187
無形固定資産合計	12,945	11,237
投資その他の資産		
投資有価証券	1,750	1,750
繰延税金資産	2,817	2,880
敷金及び保証金	13,829	13,779
その他	50	-
投資その他の資産合計	18,446	18,409
固定資産合計	35,873	33,764
資産合計	699,110	689,955

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当中間会計期間 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	25,402	24,043
未払金	1,758	1,143
未払費用	12,526	11,517
未払法人税等	4,128	7,762
預り金	2,101	1,257
ショップ預り金	439,043	418,020
賞与引当金	1,644	1,834
その他	5,997	6,924
流動負債合計	492,602	472,503
負債合計	492,602	472,503
純資産の部		
株主資本		
資本金	25,000	25,000
利益剰余金		
利益準備金	1,134	1,638
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	180,373	190,813
利益剰余金合計	181,507	192,451
株主資本合計	206,507	217,451
純資産合計	206,507	217,451
負債純資産合計	699,110	689,955

②中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)
売上高	243,117
売上原価	115,583
売上総利益	127,534
販売費及び一般管理費	105,408
営業利益	22,125
営業外収益	
受取利息	201
為替差益	1,374
その他	3
営業外収益合計	1,578
営業外費用	
雑損失	21
営業外費用合計	21
経常利益	23,683
税引前中間純利益	23,683
法人税、住民税及び事業税	7,762
法人税等調整額	△62
法人税等合計	7,699
中間純利益	15,983

③中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	25,000	1,134	180,373	181,507	206,507	206,507
当中間期変動額						
剰余金の配当			△5,040	△5,040	△5,040	△5,040
利益準備金の積立		504	△504	-	-	-
中間純利益			15,983	15,983	15,983	15,983
当中間期変動額合計	-	504	10,439	10,943	10,943	10,943
当中間期末残高	25,000	1,638	190,813	192,451	217,451	217,451

## ④中間キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税引前当期純利益	23,683
減価償却費	2,072
受取利息及び受取配当金	△201
為替差損益(△は益)	△1,374
売上債権の増減額(△は増加)	△4,454
たな卸資産の増減額(△は増加)	△655
仕入債務の増減額(△は減少)	△1,359
未払費用の増減額(△は減少)	△1,009
ショップ預り金の増減額(△は減少)	△21,022
その他	△4,229
小計	△8,550
利息の受取額	201
法人税等の支払額	△4,128
営業活動によるキャッシュ・フロー	△12,477
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
敷金及び保証金の返還による収入	50
出資金の返還による収入	50
投資活動によるキャッシュ・フロー	100
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
配当金の支払額	△5,040
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,040
現金及び現金同等物の換算差額(△は減少)	1,374
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△16,042
現金及び現金同等物の期首残高	572,992
現金及び現金同等物の期末残高	556,949

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注1） 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMBC信託銀行 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMBC信託銀行 — 無料 該当事項はありません。
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMBC信託銀行 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMBC信託銀行 — 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="https://mediair.net">https://mediair.net</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第二部【特別情報】

### 第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

### 第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

## 第四部【株式公開情報】

### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第2【第三者割当等の概況】

該当事項はありません。

### 第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式の総数に 対する所有株 式数の割合 (%)
アスリーグ株式会社 (注) 1、5	東京都品川区上大崎2-1-3	462,000	66.00
二木麻利 (注) 1、2	東京都品川区	54,000	7.71
二木信太郎 (注) 1、3	東京都品川区	54,000	7.71
二木信行 (注) 1、4	東京都品川区	50,000	7.14
株式会社ピーエムシー (注) 1	大阪府大阪市中央区南新町1丁目2番4号	40,000	5.71
二木英昭 (注) 1、3	大阪府池田市	40,000	5.71
計	—	700,000	100.00

(注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等(代表取締役社長の配偶者)

3. 特別利害関係者等(代表取締役社長の親族)

4. 特別利害関係者等(代表取締役社長)

5. 特別利害関係者等(代表取締役社長の二親等内の血族が議決権の過半数を所有している会社)

6. 株式の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

メディアエ株式会社

取締役会 御中

監査法人 F R I Q  
東京都千代田区

指定社員

公認会計士

業務執行社員

佐藤 裕幸

指定社員

公認会計士

業務執行社員

大賀 隆史

## 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているメディアエ株式会社の2022年10月1日から2023年9月30日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メディアエ株式会社の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の事項

会社の2022年9月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表

を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上